

ギリシャ：第3次支援の交渉開始のための要件に合意

2015年7月14日

＜構造改革の法制化を含むより厳格な内容＞

17時間に及ぶユーロ圏首脳会合を経て、ギリシャへの第3次支援の交渉開始のための要件が、日をまたいだ7月13日（現地、以下同様）に合意されました。ギリシャは7月11日に財政改革案を議会で可決していましたが、今回課された要件は、構造改革の法制化を含むより厳格な内容となりました。

具体的な手続きとして、7月15日までにまずは、①付加価値税の簡素化と課税対象の拡大、②年金改革の前倒し、③統計局の独立性の確保、④財政委員会の稼動と歳出の強制削減策等の導入の4点について法制化が求められました。また、各種構造改革に関して、法制化と実施の明確な予定表、数値目標などをギリシャ議会議会が可決し、債権団によって承認されて初めて、第3次支援の議論を開始することになります。ドイツを含むユーロ圏のいくつかの国の議会の承認も必要で、第3次支援は現時点で確約されたものではありませんが、ギリシャ議会議会での可決と他国の議会の承認は得られる見通しです。第3次支援の総額は820～860億ユーロの見込みで、ESM（欧州安定メカニズム）とIMF（国際通貨基金）により実施されることになります。

構造改革の法制化が要求されたのは、すでに信頼をなくしたギリシャ政府が政策を確実に実行するかどうか疑わしいためで、労働市場、官公庁の改革など、必要な構造改革について、要件が事細かく列挙されています。国有財産の民営化もその一つで、国有資産を分別管理し、目標とする500億ユーロの売却益などから、50%を銀行の資本注入に、25%を債務の返済に、25%を投資に用いるとの方針も記されています。

＜つなぎ融資の必要性＞

短期間で第3次支援を確定するのは不可能であり、すでに6月末の期限を過ぎているIMFへの15億ユーロのローン返済と、7月20日に訪れる35億ユーロの国債償還を含む当座の資金繰りに対応するために、つなぎ融資の議論も並行して行われます。当座の資金繰りに必要な額は7月20日までに70億ユーロ、8月半ばまでに追加で50億ユーロと見積もられています。上記の法制化がなされれば、つなぎ融資は速やかに認められると思われます。また、ECB（欧州中央銀行）によるギリシャへの緊急流動性支援の枠の拡大も見込まれます。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

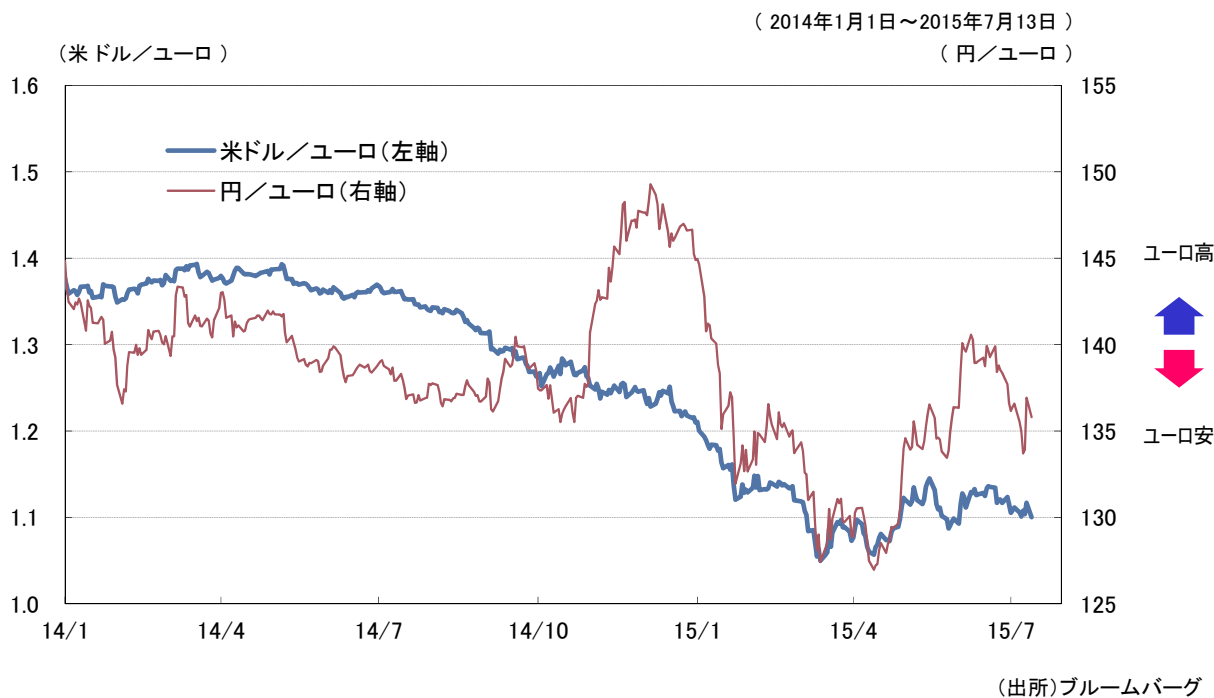
販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00） HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

＜市場はリスク選好に＞

7月5日に実施されたギリシャの国民投票では、債権団から提示された緊縮策に対して、大方の想定に反して圧倒的多数で反対の民意が示されました。しかし、結果的にはドイツの怒りを買っただけで終わり、ギリシャはより厳しい緊縮策を課されることになりました。今後はギリシャの政局の流動化が予想されます。

第3次支援の詳細は今後の議論に委ねられますが、ギリシャの債務問題はギリシャの自助努力だけで解決するのは困難で、いずれ実質的な債務削減は不可避と思われます。ドイツがギリシャのユーロ離脱をも辞さない姿勢で臨んでいたのは、果たして、ドイツの本意か、交渉上の駆け引きか、ドイツ国民に向けた演出かは定かではありませんが、今回の交渉過程に鑑みれば、ギリシャの債務問題があらためて深刻化した際には、ユーロ離脱の可能性も選択肢として排除し得なくなりました。もっとも、当面はギリシャ問題も小康を得ることから、市場ではリスク選好が促されやすい展開になると思われます。

ユーロの推移



以 上

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 ： 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会